



第4号

ゆかり

縁通信



NPO法人 ゆかり相続サポート・上越

☎ 025-512-9618

『節目の季節』 間山 和美

皆さんは楽しく毎日を過ごしていますか。

私事ですが、この春、娘たちが進学のため新天地での生活を始めました。慌ただしい受験を終え、部屋の片付けもそこで最小限の荷物を車に積み込み、なんとか引越完了。子供たちを送り出しようやく一つの大きな役目を終えたような達成感を覚えました。

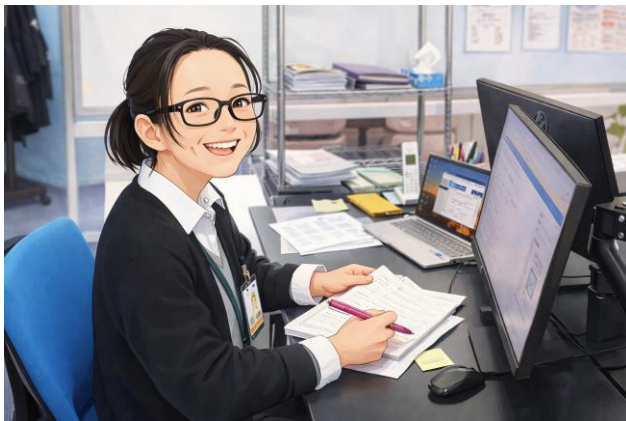
その一方で、いつもより広く感じる自宅に、今はまだ寂しさの方が勝っているのも正直なところ。そんな時、ふと考えるのはこれからのこと。老後はまだ先と思いつつもいずれ向かうべき大切なテーマです。

医療の進歩は良くも悪くも寿命を延ばしてくれます。だからこそ、できるだけ長く健康で過ごしたいものです。子供の手が離れ時間に余裕ができた今だからこそ、自身のこれからの生活を見つめなおす良い機会なのかもしれません。日々の生活を楽しみながら、いざというときに慌てないように、これからの健康やお金の管理など少しずつ準備をしていこうと思います。

最後に、上の写真は先日の家族旅行。マライオンの前でお決まりのポーズをとっているのはウチの子っていうのは内緒ですよ(-_-)☆



教えて！間山さん！ 「相続税のこと」



今回は、ゆかり相続の大黒柱にして、品田税理士事務所のエースである間山さんに、「相続税」の基本とか、最近よくある気を付けてほしい点について、教えてもらいます！

質問？何でも聞いて！

まず、相続税がかかる基準について見てみましょう。



基礎控除の目安（相続税がかからない財産の上限額）

計算式: 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

法定相続人の数	主な例	基礎控除額
1人	配偶者のみ、または子1人のみ	3,600万円
2人	配偶者 + 子1人、または子2人など	4,200万円
3人	配偶者 + 子2人、または子3人など	4,800万円

財産には、亡くなった方の名義になっている不動産（家・敷地・田畑・山林・賃貸物件・駐車場）、預貯金、金融資産（株式・投資信託・出資金など）、動産（貴金属や骨とう品、状態のいい自動車等）などがあります。また、金額によっては死亡保険金や死亡退職金、時期によっては生前に贈与した財産も相続税の対象財産に含まれる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- ※ 配偶者の税額軽減・小規模宅地の特例等により、申告が必要でも税額がゼロになる場合があります。
- ※ 生前贈与（相続時精算課税）や各種特例適用等、状況によっては申告が必要になることがあります。



それと最近多いのが、「**相続時精算課税制度**」を使っていたのに、亡くなった後にそのことが忘れられているなどして、相続税の申告の際にもれていることです。

ご自分の財産を一括してお子さんやお孫さんに渡せる便利な制度ですが、もし使っていたり、今後使いたいというご希望があれば、一度ご相談ください。

相続税については、難しいところがたくさんありますので、もしご心配な点があれば、お問い合わせください。間山さんをはじめとする優秀なスタッフが対応いたします。



今号は、基本に戻って相続税のお話をさせていただきました。なお、ここで使った間山さんのイラストは生成AIで作成したのですが、写真と簡単な指示だけで作れるのですね。ポーズとか構成変えるのも簡単な指示でできてしまいます。（←この荒木さんも生成AIで作ったものです）

法整備や線引き等難しい面が多いですが、こういう時代になったんだな、という不思議な感覚で事務所通信を作っております。（梨本）

ご相談・お問い合わせは



～家族と地域の「カタチ」を守る～

NPO法人 ゆかり相続サポート・上越

〒942-0063 上越市下門前1705番地
(オフィスケイコム2階)

☎ 025-512-9618

メール: info@yukari-s.jp



※ ゆかり通信の送付を希望されない方は上記の電話番号またはメールアドレスまでご連絡ください。